

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」

※「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」に資するガイドライン

策定の背景

- 令和元年7月、都は「部活動に関する総合的なガイドライン」策定
 - ・生徒の自主的・自発的な参加の促進、効率的・効果的な活動の推進
- 令和2年9月、国は、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことを周知

都におけるこれまでの取組

学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
 - ・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
 - ・地域連携・地域移行に関する課題整理

内容

I 学校部活動

P 1～

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

- ・部活動指導者の役割（顧問、部活動指導員、外部指導者等）

部活動の在り方に関する方針

- ・部活動の運営上の留意事項（休養日や活動時間の適切な設定等）
- ・**地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施**

体罰、不適切な行為の防止

- ・体罰の定義、体罰関連行為のガイドライン
- ・不適切な行為、セクシャル・ハラスメントの防止

部活動における重大事故防止に向けた安全対策

- ・部活動の安全実施に向けたポイント
- ・事故防止の取組

部活動中における健康面での留意事項

- ・熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防
- ・頭部外傷の理解と予防等

対象 I：都立学校 II～IV：主に公立中学校等

新 II 新たな地域クラブ活動

P 127～

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体、学校との関係者等からなる協議会の実施
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日の設定
- ・活動場所である公共施設について、利用しやすい環境づくり
- ・希望する教員等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

新 III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

P 137～

- ・令和7年度末には、**全公立中学校等で地域連携・移行に向けた取組を実施**することを目標
- ・協議会等の検討体制を整備し、休日の在り方等を検討
- ・**推進計画等を作成**し、取組内容、スケジュール等を周知

新 IV 大会等の在り方の見直し

P 141～

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動も参加できるよう見直し**（都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認）
- ・校長等は、できるだけ**教員が引率しない体制を整備**
- ・生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

1 策定の目的

P 1~

令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、休日等における都内公立中学校等の部活動の地域連携・地域移行を推進

2 推進目標

P 1~

令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

3 現状と課題

P 1~

- ❖ 部活動の指導や運営を負担に感じている教員は**約76%**
- ❖ 自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員は**約72%**
- ❖ **令和6年度、都内全62地区において、地域連携・地域移行に関する計画等を策定**



4 取組の方向

P 2~

- ❖ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ❖ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ❖ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・地域移行を推進、その成果を区市町村に発信

5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3~

ア 各区市町村（62地区）との情報交換会の開催

- ・各地区の成果や課題を把握することを目的に意見交換会を実施

オ 休日等の指導者の確保

- ・関係大学と連絡会等を開催し、TEPROへの登録を促進

イ 部活動検討委員会の開催

- ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討

カ 休日等の指導者の質の向上

- ・都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

ウ 関係者間の連絡体制の構築

- ・関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化

キ 「未来へつなぐ部活動改革 アンケート」の実施

- ・生徒、保護者、教員を対象としてアンケートを実施

エ 関係者への情報発信

- ・関係者を対象とした部活動改革シンポジウム等を開催

ク 教員等の兼業・兼職

- ・円滑に兼業・兼職の許可を得られるよう、規程や運用の改善

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組 P 7~

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- ・70部活動で、地域連携・移行に関する実証事業を実施
- ・休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動の創出 及び 地域移行等に協力できる企業等の実態調査 P 11

スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動を創出するとともに、地域連携・地域移行に協力できる企業をデータベース化し、区市町村へ提供

(4) 休日における多様な体験活動プログラム (Youth Activities in Tokyo) の実施 P 12

多様なニーズに応えるため、子供が休日に個人単位で参加できる体験活動プログラムを新たに試行実施

(5) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助 P 12~

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、次の経費を補助するとともに、国に対して令和7年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

エ 休日の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・指導者の配置に係る謝金
- ・体罰防止等に関する研修会開催

オ その他

- ・地域連携・地域移行に係る体制構築のための費用を支援

6 区市町村の取組 P 15~

地域連携・地域移行に向けた協議会等の開催

計画等に基づく地域連携・地域移行の推進



7 地域連携・地域移行に係る成果指標 P 17

地域クラブ活動へ参加したいと考える生徒の増加

教員が指導に携わらない休日の部活動の増加

教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し P 17

本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容を見直し・改訂